

その他製材等以外のクリーニング法の対象となつている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用すること。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合(※1)

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業実施主体となる場合は、「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知)に基づき、都道府県知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体(※2)

次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかに該当する団体とし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

(ア) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となつており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができることとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)

(ア) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会(これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となつている若しくは地方公共団体のみが出資者となつており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができることとする。

(イ) 事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

エ 木材関連業者等の組織する団体(※4)

(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となつており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができることとする。

(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者(地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となつており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することとする。

オ 地域材を利用する法人(※5)

(ア) 林業・木材産業及び建築業並びに運送業(登記簿の事業目的に原木運送を主とする旨の記載がある場合に限る。)を営む者が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となつており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

(イ) 施設費により整備した施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。

(ウ) (ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。

カ 事業実施主体は、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき制定されている林産物規格に基づく木材製品の木材処理加工施設を整備する場合、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点からJAS認定事業体、又は認定取得が確実な事業体であること。

キ 公共建築物に部材供給を予定する事業体においては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第10条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。

ク 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であることと認められること。

② 事業実施主体は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とし、締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法(法律第47号)の事業者間の協定に準じ、樹種、取引量、期間(原則としておおむね5年間)、取引量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

③ 木材処理加工施設の整備を行う事業について(※6)

ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の範囲内で木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。

イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となつており、継続的に確保されると認められるものであること。

ウ 事業計画等において、施設で利用する原木等の樹種が明確となっていること。

④ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、あらかじめ、受益の範囲内で関係者との調整を行ったうえで計画するものとする。(※7)

⑤ 市町村が事業実施主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設に限る。(※8)

⑥ 事業実施主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。

ア 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。(以下「貸付高次加工施設」という。)

イ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシソ対応型焼却炉等であつて、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。(以下「貸付環境対策施設」という。)

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たつては次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。

オ 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

カ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(=事業費一補助金)／耐用年数+年間管理費」以下であること。

キ 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を経て利用者を決定することとする。

なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業実施主体と利用者との間に、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

ク ⑥のイの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。
ア 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。
ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、⑥のエからクまでに準じる。

⑨ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式7の1の2の(2)の(注)1のアを参照のこと。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。